

資源管理協定の中間時検証について

作成年月日：令和7年1月30日

作成者：佐藤 政彦

<基本情報>

協定の情報	協定の名称	ずわいがに日本海系群B海域資源管理協定		
	対象の水域	ずわいがに漁業の許可に係る操業区域(資源管理基本方針別紙2-19の第5の1(1)①に定める水域)		
	対象の資源	ずわいがに日本海系B海域(資源管理方針別紙2-19)		
	対象の漁業	ずわいがに漁業		
	協定の有効期間	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで		
検証の日程等	中間時検証(有効期間の2分の1)	終了時検証	備考	
	令和6年度	令和8年度(予定)		

<取組の概要と評価(対象の資源ごとに作成)>

対象の資源名	ずわいがに日本海系群B海域(資源管理方針別紙2-19)							
対象資源の総漁獲量に対する 協定参加者の漁獲量の割合(令和4年度)	対象資源の令和4年度総漁獲量264トンに対し、漁獲量実績は13.9トンであり、約5.3%を占める。 (令和4年度総漁獲量は、漁獲可能量(TAC)と採捕実績の推移より)							
資源管理の 目標と取組 内容	資源管理の目標	加入量当たり親魚量が、漁獲圧力が0の場合の加入量当たり親魚量に対し、30%となる漁獲圧力の水準とすることで達成される資源水準の値を目標値とする。						
	協定の取組内容	当海域に配分された大臣管理漁獲可能量の9割に達した後においては、当該到達した日の翌日から漁期終了日までずわいがにの操業を取り止めるものとし、また水ガニ保護のため、10月操業は禁止し、11月以降の操業で水ガニの混獲があった場合は、船上ですみやかに放流するものとする。						
	その他の管理措置							
履行の状況 ○:全参加者が履行 ×:上記以外	履行状況	単位	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	備考
	参加隻数	隻	○	○	取組中			2022年管理：令和4年10月～令和5年4月 2023年管理：令和5年10月～令和6年4月
	取組内容	トン	4	4	4			※目標/実績共にずわいがに日本海系群B海域沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業に配分された大臣管理漁獲可能量と実績の漁獲量
	取組実績	トン	40.0	55.0	57.0			
資源状況	・水産研究・教育機構による令和5年度ズワイガニ日本海系群B海域の資源評価 本系群の2022年漁期の漁獲圧は、加入量当たり親魚量が漁獲圧が0の場合の値に対し30%となる漁獲圧(F30%SPR)を下回っており、直近5年間(2018～2022年漁期)の親魚量は増加傾向、2022年漁期の親魚量は過去最高値を示している。なお、温暖化による海水温の上昇やその他自然要因かは不明であるが、漁獲量は年々減少傾向にある。							
取組の評価	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">取組の効果があり継続する</div> ・効果はあったが改良は必要である ・効果は認められず改良が必要である ・想定外の外部要因により効果は判定できない (外部要因を考慮した取組の改良が必要)							
評価内容	大臣管理区分の漁獲可能量を超えないように漁獲量の管理が行えており、狙い通りの効果が出ていると考える。 資源状況についても、水産機構の資源評価では、資源水準の値は目標を達成しており、親魚量は増加傾向となっている。 一定の効果があるものと判断し、取組を継続する。							
取組の改良点等	現時点で無し。 取組を継続しながら、漁獲量の増加につながる取組があれば改善を検討する。							

<資源管理協定全体の協定参加者による検証及び改良点等>

判定	取組の効果があり継続する 効果はあったが改良が必要である 効果は認められず改良が必要である 想定外の外部要因により効果は判定できない (外部要因を考慮した取組の改良が必要)
検証内容	大臣管理区分の漁獲可能量を超えないように漁獲量の管理が行えており、狙い通りの効果が出ていると考える。 資源状況についても、水産機構の資源評価では、資源水準の値は目標を達成しており、親魚量は増加傾向となっている。 一定の効果があるものと判断し、取組を継続する。

※以下、該当する場合に作成

<資源管理協議会等による検証を受けての対応>

記載年月日： 7年 6月 19 日

対応	—
----	---

資源管理協定の中間時検証結果

上記について、資源管理協議会等における検証結果は以下のとおり。

検証年月日：2025年 6月 13日

判定	「取組の効果があり継続する」
検証内容	協定が対象とする資源について、大臣管理漁獲可能量を超えないよう漁獲量の管理が行われており、取組の効果があると認められることから、協定として「取組の効果があり継続する」と判定する。